資料３

# 関市公共交通活性化協議会規約（案）

第１条～第１１条（略）

（会計年度）

第１２条　協議会の会計年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月３１日をもって終わる。

２　本会の出納は、翌年度の５月３１日をもって閉鎖する。

第１３条～第１４条（略）

附　則

この規約は、平成２５年　６月１９日から施行する。

この規約は、平成２７年　７月１０日から施行する。

この規約は、平成３０年　６月２８日から施行する。

この規約は、令和　３年　５月１０日から施行する。

この規約は、令和　４年　３月２３日から施行する。

この規約は、令和　６年　６月　　日から施行する。